

内閣参質一七六第一三九号

平成二十二年十二月十日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員上野通子君提出たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）第四回締約国会議に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上野通子君提出たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）第四回締約国会議に関する質問に対する答弁書

一及び二について

政府としては、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（平成十七年条約第三号。以下「条約」という。）の事務局から示された締約国会議第四回会合（以下「会合」という。）の議題を踏まえ、関係省庁間で協議を行い、たばこの規制については、条約の各締約国における状況が様々であることを踏まえ、現実的かつ実現可能な対応が必要であるとの我が国の基本的な立場などを対処方針として取りまとめたものである。会合においては、この対処方針に基づいた発言を行ったものであり、たばこの規制に対して消極的であるわけではない。

三について

御指摘の三つのガイドラインは、条約の締約国に対し、その内容を実施することを義務付けるものではないと理解している。また、これらのガイドラインは、厚生労働省のホームページに掲載されていない。

なお、第二回及び第三回の締約国会議会合において採択されたガイドラインについては、御指摘のよう

な内容を付記した上で、厚生労働省のホームページにその概要等を掲載していたが、当該付記については既に削除している。

四について

政府としては、会合において、御指摘の緊急要請は受けていない。